

# 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売重要事項説明書

## 1 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ウイング
代表者氏名	代表取締役 池田 恵子
本社所在地	〒272-0815 千葉県市川市北方1-7-6
連絡先及び電話番号	T E L : 047-302-1200 F A X : 047-302-1700

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ウイングレンタルサービス
介護保険指定事業所番号	1272900612号
事業所所在地	〒273-0105 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-5-33
連絡先 相談担当者名	T E L : 047-446-7095 F A X : 047-446-5094 福祉用具課 石井 智
事業所の通常の事業の実施地域	千葉県全域

### (2) 事業の目的及び運営の方針

誰もが、いつまでも、安心して、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、きめ細かい配慮と深い愛情をもってお手伝いいたします。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

平日 午前9時00分～午後6時00分

※営業をしない日：土・日・祭日・12月31日～1月3日

### (4) 事業所の職員体制

管理者	石井 智
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名

<p>福祉用具専門相談員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定介護予防福祉用具販売計画・特定福祉用具販売計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、特定介護予防福祉用具販売計画・特定福祉用具販売計画を交付します。介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画・特定福祉用具貸与計画と一体のものとして作成します。</li> <li>2 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。</li> <li>3 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ます。</li> <li>4 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。</li> <li>5 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。</li> <li>6 介護予防居宅サービス計画・居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じます。</li> </ol>	<p>常勤 4名</p>
------------------	--	--------------

### 3 提供するサービスの内容と費用について

#### (1) 提供するサービスの内容と費用について

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画・特定福祉用具販売計画を作成します。

(2) 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売の種目について

種目
腰掛便座
自動排泄処理装置の交換可能部品 (専用パッド、洗浄液等及び専用パンツ、専用シート等は除く)
入浴補助用具 (入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内椅子、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
簡易浴槽
移動用リフトのつり具の部分
排泄予測支援機器
スロープ (一部対象外品あり)
歩行器 (一部対象外品あり)
歩行補助つえ (一部対象外品あり)

4 その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
②特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど)は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。 なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。

5 販売費用(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求及び支払い方法について

①販売費用(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて、利用者あてお届け(郵送)します。
②販売費用(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア 販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 ウ 販売費用(介護保険を適用する場合)のお支払いは、お住まい

	の市町村によって償還払い方式・受領委任払い方式がありますので、居住の市町村の申請方式によって対応させていただきます。
--	--

## 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援・要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援・介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (4) 特定介護予防福祉用具販売計画・特定福祉用具販売計画は、既に介護予防居宅サービス計画・居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- (5) 特定介護予防福祉用具販売計画・特定福祉用具販売計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- (6) 特定介護予防福祉用具販売計画・特定福祉用具販売計画は、利用者に交付します。

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、
-------------------------	--

	<p>サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 8 緊急時の対応について

(ア) 対応方法：サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(イ) 連絡先：ウイングレンタルサービス 電話番号：080-4053-2319

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 1 0 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 1 1 心身の状況の把握

特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売の提供に当たっては、介護予防支援事業者・居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 1 2 居宅支援事業者等との連携

- ①特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売の提供に当り、支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅支援事業者に送付します。

## 1 3 サービス提供の記録

- ①特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 1 4 情報開示について

当事業所は、お客様の求めに従って、お客様自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。

ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様のご了解を得てからになります。予めご了承下さい。

## 1 5 返品、交換について

- ①特定福祉用具を購入されました商品で使用された商品に関しましての返品は致しかねます。使用しておらず返品されたい場合は、8日以内において返品の請求ができるものとします。その際、購入されました商品の領収書が必要になります。
- ②購入された商品が次の何れかに該当する場合、8日以内において無償で同等商品への取り替えを請求できるものとします。
  - ・カタログ記載の内容と相違する場合。
  - ・契約内容と相違する場合。

- ・福祉用具専門相談員の説明内容と相違する場合。
- ・取扱説明書通りの機能が発揮しない場合。

③商品が引渡されたのち正常に作動しなくなった場合、商品についている保障期間内であれば速やかに取り替えるものとします。ただし、故意または過失、もしくは取扱説明に反した使用による場合は、取り替えの費用は利用者の負担となります。

1.6 特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売サービス内容の見積もりについて  
販売予定の特定介護予防福祉用具・特定福祉用具販売計画の種目等および販売費用等

種目	品名	数量	販売費用	自己負担額
				円
				円
				円
販売費用合計額				円

1.7 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下に記す【事業所の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】

〒273-0105 千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷1-5-33

TEL : 047-446-7095 FAX : 047-446-5094

受付時間 9 : 00 ~ 18 : 00

【その他の窓口】

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名：市川市 担当：介護保険課 電話：047-334-1111

市町村名：船橋市 担当：介護保険課 電話：047-436-2302

市町村名：鎌ケ谷市 担当：高齢者支援課 電話：047-445-1141

市町村名：松戸市 担当：介護保険課 電話：047-366-7370

千葉県国民健康保険団体連合会：千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3

介護保険課苦情処理係 電話：043-254-7428

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

事業者	所在地	〒272-0815 千葉県市川市北方1-7-6	
	法人名	株式会社ウイング	
	代表者名	池田 恵子	
事業所	所在地	〒273-0105 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷1-5-33	
	事業所名	ウイングレンタルサービス	1272900612号
	説明者		